



健康・福祉

带状疱疹の予防接種は定期接種です
带状疱疹ワクチンの定期接種は、誕生日よりも前に接種ができます

接種を希望する人は、かかりつけ医と相談し、必ず事前予約をしてください。
詳細や実施医療機関は、市ホームページ(右記二次元コード)又は個別に通知している案内をご確認ください。



▶対象者(日田市に住民登録をしている人)

これまでに带状疱疹ワクチンを接種したことがある人は対象外です(医師が必要と認めた場合は対象)。

①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える人、100歳以上の人
※4月中に個別に案内を通知しています。

②60~64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人(身体障害者障害程度等級表1級相当)
※該当する人は、医療機関又は健康保険課にお問い合わせください。

▶自己負担額
(助成は生ワクチン1回のみ、組換えワクチン2回)
・生ワクチン 2,500円
・組換えワクチン 6,500円/回

▶接種期間 令和8年3月31日(火)まで
※組換えワクチンは2回接種です。接種間隔を2か月以上空ける必要があるため、費用助成を受ける場合は令和8年1月末までに1回目を接種してください。

▶持参するもの

- ①個別通知に同封した予診票
 - ②本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
 - ③身体障害者手帳等・各証明書など(該当者のみ)
- ※県外の医療機関で受ける場合は、事前に個別の手続きが必要です。健康保険課にお問い合わせください。

次の人は、接種時に下記のいずれか1つの証明書を医療機関に提示すると無料です。証明書の提示がない場合、無料にならないことがあります。

- 生活保護を受けている人
・生活保護受給証明書(福祉支援課で取得)
- ・診療依頼証
- 市県民税非課税世帯の人
・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(令和7年7月31日まで有効)
- ・介護保険負担限度額認定証
- ・非課税証明書(税務課、各振興局等で取得)

☎健康保険課感染症対策係 ☎28243(市役所6階)

募集

日田市文教祭文化団体行事
「日田市美術展」「文芸の集い俳句大会」の作品を募集します!



【美術展】

- ▶出品資格 市在住者及び在勤者、在学生(高校生以上)
- ▶出品手数料 1人2,000円(高校生無料)
- ▶出品申込期限
・書の部 8月9日(土)
・美術の部、写真の部 9月13日(土)

【俳句大会】

- ▶投句作品 2句1組(未発表のもの)
- ※何組でも応募できます。
- ▶投句料 1,000円(2句1組)
 - ▶募集期限 8月31日(日)(当日消印有効)

【美術展・俳句大会 共通事項】

▶応募方法
申込用紙(募集要項)は、文化スポーツ振興課(市役所3階)、3日以内窓口(市役所1階)、アオーゼ、各地区公民館、各振興局・振興センターに配置しています。また、市ホームページにも掲載しています。提出先は募集要項をご確認ください。

部門	作品規定
美術	日本画 10号以上60号以内。額装のこと。
	洋画 油彩・版画・水彩・パステル等。10号以上60号以内。額装のこと。
	彫刻 展示ができるもの。
	工芸 陶芸・染色・漆芸、その他。独創性のあるもので生活工芸でないもの。
写真	1人につき2点以内。額装又はパネル張り。A4から全紙(長辺80cm)まで。A4写真は額装せずにプリントのみでも良い。ガラス額装は不可。デジタル処理有無を記入のこと。背面に紐を掛けておくこと。組写真も規格内は可。
書	半切(35cm×136cm)以内。色紙以上。額装・軸装。横作品は半切まで。帖、卷子作品は不可。

☎文化スポーツ振興課芸術文化振興係 ☎28442(市役所3階)

健康・福祉

後期高齢者医療保険
保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに見直され、令和6・7年度の保険料率は、改定されています。保険料額の決定通知書は、7月中旬に送付する予定です。

▶令和7年度保険料の計算方法

保険料は、被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計金額が保険料となります。

$$\text{年間保険料(上限80万円)} = \text{均等割} + \text{所得割} \\ = 5万9,200円 + \text{前年所得(※1)} \times 11.55\%$$

※1 前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額
※実際の保険料額は、端数処理を行ったあとの金額となります。

▶保険料の軽減(令和7年度) 所得や世帯の状況に応じて、保険料は軽減されます。
【均等割(5万9,200円)の軽減】 税制改正に伴い、軽減判定所得の基準を変更しました。

軽減割合	軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計)が下記に該当する世帯	軽減後の均等割
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	1万7,760円
5割	基礎控除額(43万円)+30.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	2万9,600円
2割	基礎控除額(43万円)+56万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯	4万7,360円

▶職場の保険の被扶養者だった人の軽減(2年間)

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった人は、均等割の5割が軽減されます。また、所得割も課されません。
※国保・国保組合に加入していた人は対象外。

大分県後期高齢者医療広域連合ホームページ▶

▶保険料の納付方法

年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きされます。年額18万円未満の人や介護保険料と併せた保険料が年金受給額の2分の1を超える人は、納付書や口座振替等によって納めてください。

☎健康保険課国保・年金係 ☎28271(市役所1階)

お知らせ

高齢者の支え合い活動や移動支援に関心のある人、是非ご参加ください!
みんなでつくる移動支援事例発表会



最近、足腰が弱くなって、バス停まで歩いて行けない。そろそろ運転免許を返納しようかと思っているけど、免許がなくなると家から出ない生活になってしまうのではないかと。そんな一人ひとりの移動に関する困りごとを解決するため、住民が主体となった移動支援の取組が、市内2地区で始まりました。

あなたの住む地域でも、同じような困りごとはありませんか。私たちの身近で始まった2地区の事例に加え、先進地域の取組を聞いて、今、私たちにできることを考えてみませんか。

▶内容

- ・高齢者の移動支援について(NPO法人全国移動サービスネットワーク)
- ・先進地域の事例(国東市「あらたに会」、「にしあき元気会」)
- ・市内の事例(「山田町とぎの会」、「花月地域まちづくり協議会」)

▶とき 8月5日(火) 午後2時~3時50分
※受付は午後1時30分から。

▶ところ パトリア日田 小ホール

▶申込方法
8月4日(月)までに電子申請(上記二次元コード)又は日田市社会福祉協議会(☎247026 FAX243452)に申込み

☎長寿福祉課長寿福祉係 ☎28299(市役所1階)